

## 上市町公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務委託公募型プロポーザル審査要領

### (目的)

第1条 この要領は、「上市町公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務」における契約候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

### (審査の方法)

第2条 提案者選定及び候補者の特定に係る審査方法は以下のとおりとする。

- (1) 審査委員及び審査委員会の運営については、「上市町公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置及び運営に関する要綱」の定めるところによる。
- (2) 企画提案、事業実施能力等に関する審査  
審査項目及び配点は、「上市町公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務委託公募型プロポーザル実施要領」8審査方法及び審査基準(3)審査基準のとおりする。
- (3) プロポーザル審査の対象  
プロポーザル提案者からの提案書等の関係書類並びに説明（プレゼンテーション）及びヒアリングとする。
- (4) 契約候補者の特定方法  
各審査委員の「プロポーザル審査表」における採点の合計を各提案の点数とし、各審査委員の採点の合計点により順位を付す。採点結果に基づき、提案限度額の範囲内で契約候補者を順位づけする。
- (5) 複数の同得点者が生じた場合  
複数の同得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、提示された見積金額により順位を決定する。見積金額においても同額であった場合は、各委員の協議によって順位を決定する。
- (6) 最低基準  
各審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値の5割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- (7) 応募者が1者の場合又ははない場合の取扱い最低基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。最低基準点を満たない場合又は提案者がいない場合に、事業を実施する場合は、再度公募を実施する。

### (その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。

### 附 則

この要領は、公表の日から施行する。